

設計業務等標準積算基準

令和 8 年 10 月

山梨県 県土整備部

はじめに

山梨県県土整備部で適用する「設計業務等標準積算基準」は、国土交通省の令和8年度版設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)(以下、「国版」という。)に準じています。

なお、以下については山梨県県土整備部が別途定めるもの等を優先し、適用することとします。

○「第4編調査、計画業務／第4節道路施設点検業務／4-2橋梁定期点検業務積算基準」について
・山梨県橋梁点検要領に基づく、「橋梁定期点検・初回点検歩掛」

○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-1設計価格等の扱い」について

・設計に使用する価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。

○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-2端数処理等の方法／(3)物価資料を用いる単価」について

・物価資料による単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。

○「第1編総則／第2章積算基準(参考資料)／第1節積算基準／1-3旅費交通費」について

・別途、山梨県で定める「設計業務等標準積算基準書における旅費交通費及び往復旅行時間にかかる直接人件費の計上について」に基づくものとする。

○設計変更の積算について

・本基準書に基づく測量業務、地質調査業務、調査・計画業務の変更業務費の算出は、「第3編土木設計業務／第1章土木設計業務等積算基準／第1節土木設計業務等積算基準/1-4設計変更の積算」を準用するものとする。

○業務価格について

・業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費または一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。変更設計における請負業務価格は1,000円単位とし、変更請負業務価格の1,000円単位での調整は、同様に一般管理費等で行うものとする。